

定 款

I D E C 株式会社

大阪市淀川区西宫原 2 丁目 6 番 6 4 号

I D E C 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、商号を IDEC 株式会社と称する。

英文名では、IDEC CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具の製造ならびに販売
- (2) 制御機器および同装置の製造ならびに販売
- (3) 電子部品・デバイスの製造ならびに販売
- (4) 電気計測器および同装置の製造ならびに販売
- (5) 精密機械器具の製造ならびに販売
- (6) 一般機械器具の製造ならびに販売
- (7) 化学機械および同装置の製造ならびに販売
- (8) 前各号に係る製品の賃貸ならびに管理
- (9) 各種機器・装置を利用した生成物の製造ならびに販売
- (10) 電気工事の設計ならびに監督
- (11) 金型の製造ならびに販売
- (12) 情報サービスおよび調査業務
- (13) ソフトウェアの開発・製作ならびに販売
- (14) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (15) 土木・建築工事業
- (16) 農産物の生産ならびに販売
- (17) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (18) 有価証券の保有ならびに他会社に対する投資
- (19) 不動産の売買・賃貸・管理および駐車場の運営・管理
- (20) 前各号に関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1 億 5 千万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利の制限)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第 9 条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の売渡請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対し請求（以下「売渡請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長が招集し、その議長となる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 (員 数)

当会社の監査等委員でない取締役は、7 名以内とし、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 19 条 (選任方法)

監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 20 条 (任 期)

監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (役付取締役)

取締役会は、その決議をもって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

また、必要に応じ取締役相談役を選任することができる。

第 22 条 (代表取締役)

取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議をもって、前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。

第 23 条 (取締役会の招集者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または、取締役社長が招集し、その議長となる。

会長または、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第 25 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

第 29 条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 （監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第 31 条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 32 条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 33 条 （任 期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 34 条 （報 酬 等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 35 条 (事業年度および決算期)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、その末日をもって決算期とする。

第 36 条 (剰余金の配当等)

当会社は、取締役会の決議により、会社法 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当等」という。）を行う。

当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

第 37 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附 則

第 1 条 2018 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結にともなう変更前の定款に定めるところによる。

第 2 条 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月 を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する

昭和21年12月25日	制 定
昭和57年 7月19日	全面改正
平成元年 7月18日	一部改正
平成 3年 7月17日	一部改正
平成 4年 4月 1日	付則削除
平成 4年 6月26日	一部改正
平成 6年 6月29日	一部改正
平成 9年 6月27日	一部改正
平成10年 6月26日	一部改正
平成10年 8月 4日	付則削除
平成14年 6月20日	一部改正
平成15年 6月20日	一部改正
平成16年 5月14日	一部改正
平成16年 6月18日	一部改正
平成17年 6月17日	一部改正
平成18年 6月 9日	一部改正
平成19年 6月 8日	一部改正
平成21年 6月12日	一部改正
平成22年 1月 6日	付則削除
平成25年 6月14日	一部改正
平成30年 6月15日	一部改正
令和 4年 6月17日	一部改正